

平成18年9月6日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

8 番 橋川宏彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	森田利明
管理係長	江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農業委員会事務局長		一	ノ	瀬	健
監	査	植	松	治	彦

平成18年9月6日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成18年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	11 寺 山 富 子	1. 障害者自立支援法の本格施行を前にして (1) 影響大きい負担増 ①独自の軽減策について (2) 地域生活支援事業について (3) 就労支援について 2. 若者の非正規労働の現状と問題点 (1) 市内及び県内の今日的状況は (2) このような現状をどうとらえておられるのか (3) 改善策についての考え方を問う
5	7 中 村 雄 一 郎	1. 文化的景観条例の制定について (1) 条例制定の意義と必要性 (2) 鹿島市としての取り組み姿勢 2. 新エネルギービジョンについて (1) 進捗状況について (2) 菜の花プロジェクト (3) 廃食油の回収について 3. 災害及び防犯対策について (1) 今夏の大雨被害の状況について (2) 民間との協力体制 (3) 公用車の貸し出しについて (4) 防災無線について 4. 新幹線長崎ルートと長崎本線の存続について (1) 6月議会以降の経過および公開討論会について (2) 今後の運動展開と見通し

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、11番議員寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山富子でございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1点目が障害者自立支援法の本格施行を前にしてということで、影響大きい負担増、地域生活支援事業、就労支援について、2点目が若者の非正規労働の現状と問題点、以上、大きく2点について質問をさせていただきます。

では、1点目の障害者自立支援法の本格施行を前にしてということで質問をさせていただきます。

影響が大きい負担増、独自の軽減策について。

障害者自立支援法が施行されて4カ月以上がたちました。障害者の方々の生活はどう変わったのかを考えてみたいと思います。

支援費制度から自立支援へ4月から移行を受け、大きく生活が変わったと言われています。公益負担、後に定率負担が導入され、原則サービス利用料の1割を負担しなくなりました。この定率負担には個人の所得に応じて減額措置が認められていますが、支援費制度では収入の範囲がサービスを利用する者と配偶者に限定されていましたが、自立支援法においては原則世帯単位となり、預貯金に関しても上限が設けられました。この上限をもとに利用料の月の限度額が決められています。しかし、この限度額はサービス費用にかかわる費用のみの限度額ですので、施設利用者の方や通所の方にはこの上に食費、また光熱費等の実費負担がかかってまいります。この負担は、1割負担の費用に上乗せされることとなりますので、上限額を超えて支払う方も多数出てきていると言われています。しかも、社会福祉法人からサービスの提供を受ける場合にしか適用されません。これらの負担に対し、自治体で独自の軽減策を講じているところもございます。

御承知と思いますが、これらの負担に対し、宮崎市では障害者の実質的な1割負担のうち、10月から来年の2月は半額分を、また来年の3月から8年の2月は3分の1を市が負担する独自の負担軽減策を明らかにしています。また、福岡市や大分市などは支援法による負担の上限額、最大37,200円を半額にするなどの方式を採用しているということでございます。これらは支援法が完全施行される10月以降もサービスを受けたい利用者が約7割いるのに、4月から負担がふえたと答えた人が約9割と、ほとんどの障害者が負担増を感じていることが調査でわかったためと言われています。

以下、質問でございます。

所得に応じた負担からサービスの利用量に応じた1割の負担になったことにより、鹿島市内における障害者の負担額、月額の実情はどうなっているのかをお伺いいたします。

2点目の質問は、鹿島市独自の負担軽減策は考えられているのかどうか。

3点目が、利用料負担により通所をやめたり、回数を減らしたり、また、利用時間の量を

減らすなどの事態が起こっていないかどうかをお伺いいたします。

次に、2点目の地域生活支援事業について質問をいたします。

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を効率的、効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるよう地域社会の実現に寄与するということが目的となっています。地域生活支援事業の内容は、障害者、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付または貸与、障害者等の移動を支援する事業、障害者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業としています。

以下、質問でございます。

本市としての具体的事業の進め方、ありようをどのように計画されているのかをお伺いいたします。

次に、国の定める基本方針に則して、市や県は障害福祉サービス地域支援事業等の種類ごとの提供体制の確保に関する計画、障害福祉計画を定めること、これは平成19年の3月までとなっていますが、どのように計画策定を進めていかれるのかをお伺いいたします。

3点目の就労支援についての質問です。

障害者自立支援法のポイントに就労支援を抜本的に強化し、障害のある人々の自立を支えるとなっています。

質問でございます。

通所、授産施設など、施設利用料の発生により働けば働くほど負担増となっている状況はないのかどうか、とても心配です。市内を初め近隣、県内の状況はどういう状況を呈しているのかをお伺いいたします。

あわせて作業所も10月以降は自立支援法の事業に移行するわけですが、負担金についてはどうなっていくのか、市内について具体的に負担金額などについてもお伺いをいたします。

次に、大きな2点目の若者の非正規労働の現状と問題点について質問をいたします。

1995年に日経連は一つの報告書を発表しました。「新時代の日本的経営」という報告書です。そこにはバブル経済以降の日本経済の低迷の原因を人件費に求める分析がされています。つまり、高度経済成長があり、バブル経済があって、日本の人件費は世界の最高水準にはね上がりました。この高過ぎる人件費が製品やサービスの価格を押し上げ、国際競争力を失わされた。だから、これからは国内にあった製造業の工場をどんどん人件費の安い海外に移転しようではないかという提案がなされたわけです。その結果、海外移転が進みました。当時の経済停滞の原因は、人件費が高くなったということがあっても、それにも増して、当時の日本経済の不振の原因とし、バブル時代の放漫経営にも理由があったと言われていました。

当時、日本の企業の多くは、本業を忘れて財テクに走りました。株や不動産に投資をしてバブル崩壊で不良債権になりました。だから、おかしくなってきたのに、そのことには全く触れませんが、言いません。経営者の団体は、それを言えば自分たちが責任をとらなければいけないということではおかむりを決め込んだわけです。その分、余計に人件費に対する圧力が強くなったとの見解であります。

このような経緯を経て、今日ではアルバイト、派遣、請負労働など非正規の働き方が急速にふえ、20代の若者層を中心に所得格差が拡大していることが厚生労働省2006年版の労働経済白書で明らかにされました。

白書によりますと、非正規雇用は90年代以降、全年齢層で増加傾向にあるが、特に20代の上昇が激しい。20歳から24歳までの非正規雇用の割合は92年で10.7%、2002年には31.8%まで急増をしています。2006年初めには33.2%とまでなっているそうです。この10年間で非正規雇用の割合が約3倍にはね上がっています。25歳から29歳も11.6%から22.7%と約2倍、非正規雇用の割合がふえており、20代の急上昇ぶりが際立っています。こうした非正規化が収入面に大きく影響していることもわかりました。20歳代の年収を見ますと、1992年から2002年の10年間で、年収が1,500千円未満、月収にすれば125千円の低所得者数が15.3%から21.8%に増加しています。また一方では、5,000千円以上の層は2.9%から3.2%に微増をしています。若年層で所得の二極化が進んでいることも明らかになりました。

白書はまた、正規社員に比べ、非正規雇用の若年男性は結婚する割合が低いことも分析をしています。30歳代前半では正規従業員の59%、約60%が既婚者だったのに対し、非正規では30%、約半分にすぎません。これをパート、アルバイトに限って見ますと、さらに20%、3分の1まで落ち込んでおるといことです。白書は非正規雇用の増加は、低い賃金と社会保障の不十分さが不安定を生み出すと同時に、結婚することへのちゅうちょであり、また支障となり、ひいては少子化の一因となっていることも指摘をしています。

以上、大まかに若者の非正規労働の現状を申しましたが、以下、質問をいたします。

1点目、市内における非正規者数、非正規雇用者数の割合、これはきのうの質問で出たところですが、もう一度お願いをしたいと思います。

2点目、市における正規雇用者数、また非正規雇用者数の割合、この5年前と現状の比較はどのようなふうに分析をされているのか。

3点目、若者の非正規労働がふえている現状をどのようにとらえられているのか。

4点目が、よりよい雇用形態にしていくための改善策、一般論、または市の考え方。

以上、4点をお伺いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

寺山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

何点もございましたので、順を追ってお答えをいたしたいと思いますますが、まず、障害者の負担額について現状を認識しているのかということですが、これにつきましては、先ほど議員申されましたように、本年4月から障害者自立支援法が施行されまして、原則1割の利用者負担が義務づけられました。それから、障害者やその保護者の方の負担がそのことによりふえてきたということは市でも把握をしております。実態といたしまして、実は昨日、松尾議員の御質問にお答えをしてきたところでございますが、総体的な、平均的な数字ということでお答えをいたしたいと思いますますが、施設入所者の方の3月の負担金の平均額が37,300円でございます。これが法施行後の7月の負担額で52,200円、平均で14,900円ふえております。それから、通所者、居宅でのサービスを受けておられる方、この方の3月分の平均額が700円であったものが、7月には7,200円ということで6,500円の増加をしておるところでございます。

2点目の市の独自の軽減策はということですが、まだ現時点では具体的に考えておりません。ただ、これも昨日御答弁の中で申し上げましたが、障害者団体の代表者の方との意見交換会を今月8日、あさって予定をしております。その中で、御意見あるいは要望等を把握いたしまして、その中で市でできる支援策があるのかどうか、財源的に困難であるのか、そういうこと等を整理いたしまして、市でできる部分については実行していきたいと。ただ、どうしても財源的に厳しいところがございますので、あわせて国、県等への新たな事業を創設していただくように強く要望していきたいと考えております。

それから、3点目の通所、入所者の利用をやめられた方ということですが、施設入所者で退所された方が1名いらっしゃいます。それから、通所、居宅——これは居宅での利用中止なんです、2名さんいらっしゃいます。通所、居宅で利用料を削減された方が2名いらっしゃいます。これはあくまでもうちで今時点で把握をしている分でございます。特に通所者と居宅のサービス利用者については、利用をされる月、されない月ということもございまして、なかなか把握をしにくいところがございますが、2名さんいらっしゃるということです。それから、逆に新たに新規で利用を始められた方が13名いらっしゃいます。

それから続きまして、地域生活支援事業での具体的な方針はということですが、特に障害者自立支援法につきましては、この法の中で市町村に課せられた責務というのが今まで以上に重くなりました。ある意味では地方自治の推進ということが言えるかもしれませんが、人、物、金のある自治体とそうでない自治体に格差が生じる事態が出てきまして、これが危惧をされております。福祉という国民のだれもが平等に受けられる権利が、自治体の体力差、財源等によって左右されるということがあり得る時代になってきたということをまず冒頭に申し上げたいと思います。

その中で、地域生活支援事業というのは、市がやりなさいということで義務づけられている事業でございますが、今この事業の中にもいろいろな事業がございますが、市単独で実施をしていこうという事業、あるいは杵藤広域圏3市4町で一緒にやっっていこうという事業、それから杵藤広域圏の中で要綱等を統一しながらそれぞれの各地でやっっていこうという事業、それぞれに分けて現在検討しているところでございます。

それから、その次の御質問の障害者福祉計画の策定方針ということでございますが、実はこれは今度の9月議会の補正で金額を出ささせていただいておりますが、一応、今年度中に事業といいますか、計画を策定するように義務づけがされております。今度の補正予算で可決承認をしていただければ、10月から早速アンケート調査に入り、そして計画をつくり上げていきたいと思っておりますが、その中で策定委員というのが出てくると思います。まだ具体的に中身については詰めておりませんが、10数名ということで考えております。これは以前の鹿島市の障害者プランというのをつくっておりますが、そのときと同様に、これはまだ具体的にどこにということを決めておりませんが、学識経験者であるとか、民生委員の方、あるいは区長さん方とか、その辺を含めて学識経験者の方、それから障害者団体の代表の方、障害者施設の代表の方、そういう方たちを含めながら委員としてお願いをしながら計画を練っていきたくて考えております。

それから、次の御質問の施設利用者が働けば働くほど負担になっているんじゃないかということで、工賃とか利用料はどうなっているかということでございますが、確かに工賃の分以上に支払いが出てくるというケースも出ております。ただ、この作業所というのが具体的に申し上げますと、県の認可を受けている授産施設というものと無認可といいますか、正式な認可を受けていない授産施設、それから小規模の作業所というのがございまして、認可を受けている分については障害者自立支援法の対象となります。負担金の部分が出てまいります。ただ、議員がおっしゃられている部分については、市の分、いわゆる福祉作業所という部分のお尋ねだろうかと思いますが、鹿島でいえば浜にあります鹿島作業所、ここについては無認可の授産施設ということで、これは現状では5年間の移行に関する猶予措置がございまして、この負担金というのは5年間について移行をしなければそのままということでございます。

それから、ひまわり作業所といっぱ・いっぱという作業所がございますが、ここについては小規模の作業所ということで、今度の自立支援法の施行、直接的には関係ございませんので、今までどおりでいくということになると思います。利用料につきましては、福祉作業所のさわやかさんが月額2千円取っておられます。それと、ほかに昼食の材料代ということで200円、この辺については現時点ではこのままでいきたいということでおっしゃっております。それから、いっぱ・いっぱさんについては月額2千円の負担金を取られて、これについても変更をしない方向でいかれるということでございます。それから、ひまわり作業所さん

につきましては、月額300円の負担金と食費として1食250円を取っておられますが、この分についてもそのままいきたいというふうな方針を出されております。

ただ、この近くで言いますと、たちばな学園の中にかがやきの丘というのがございますが、こことかは正式な認可を受けた授産施設になりますので、こちら辺が若干負担金が出てくる、増額があり得るといことは考えられますが、ちょっとまだはっきりしたところはつかんでおりません。

県内の情勢ということでございますが、県内の情勢は具体的な部分については把握をしておりますが、鹿島市と同様な状況じゃないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の若者の雇用についてお答えをいたします。

まず第1点目でございますけれども、県内、市内の状況はということでございますけれども、ハローワーク鹿島管内について数値等をお答えを申し上げます。

これは昨日の回答と一緒にございますけれども、一応、正規、非正規を雇用保険によって区分したものでございまして、短時間以外の方を正規雇用、それから短時間の方を非正規雇用というふうなことでハローワークの方で区分けをしていただきました。これで平成14年の3月の時点でございますけれども、正規雇用の方が1万4,477名、うち34歳以下の方が5,088名ございます。非正規雇用の方が313名、うち34歳以下が69名という数字です。これを平成18年3月の時点でございますけれども、正規雇用が1万3,825名、うち34歳以下の方が4,777名、非正規雇用の方が601名、うち34歳以下の方が124名という数字になっております。これを見ておきますと、やはり正規雇用の方が減りまして、非正規雇用がふえているというふうな傾向があるかと思っております。

それから、二つ目の問題で現状をどうとらえておるかということでございますけれども、佐賀県のコメントの中では、本県の最近の経済動向を見ると、個人消費は依然として低調であるが、鉱工業は高い水準を維持しており、倒産件数、負債額の減少など持ち直しの動きが見られる。このように本県の景気は依然として厳しい面もあるが、一部の明るさを継続しているというふうなコメントもございますが、やはりまだ地方部におきましては雇用面等でまだまだ厳しい状況があるかと思っております。

それから、これに対する改善策ということでございますけれども、国、県等の改善策を御紹介いたしたいと思っております。

国でハローワーク等でやっていらっしゃるのが、若年者のトライアル雇用ということで、これは35歳未満の方を3カ月間試行的に採用し、その後の採用へつなげるような事業でござ

います。それから、ジョブパスポート制度という制度がございまして、これは若者のボランティア活動などを履歴書の中に書いていただいて、その活動を企業の採用選考に反映をしてもらうというふうなものでございます。それから、若者向けのヤングハローワーク佐賀というのが、これは県内では佐賀市の方にございますけれども、ここでは若者の就職相談、それから職業の適性相談などを行っておられます。

それからあと、厚生労働省の方の委託事業でございますけれども、NPO等に委託するという事業で、平成17年度から若者自立塾事業が始まっております。これはニートの方、16歳から35歳までの方でございますけれども、そういう方を宿泊訓練ということで、3カ月程度宿泊訓練をしていただいて社会に出る知識を持たせるということでございます。これにつきましては、昨年、福岡のNPOから鹿島の方にそういう場所はないかという打診があつておりまして、一応平谷あたりをいろいろなことで紹介をいたしておりましたけれども、残念ながら久留米の方で開所になったということでございます。こういうふうなものの紹介があつたら、私どもも今後その誘致等も考えていきたいと思っております。

それから、あと県の方では職業の能力養成講座、これを35歳未満の方を中心に年3回でございまして、予定をされておられます。いずれにいたしましても、市としても職業安定所と一体になって市内企業に対しまして、雇用の拡大をお願いしていこうということで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

障害者自立支援法の方から一問一答させていただきたいと思いますが、所得に応じた負担からサービスの利用量に応じ、1割の負担になって市内における障害者の負担増について質問をして、今、回答をいただきました。この回答を淡々と、余り変化がないようなところでおっしゃられたわけなんです、やはりこの負担増が一番の障害者の人たちの負担といえますか、になっているということをややはり認識をしないと、私が質問しているところが一歩も前に進みません。それで、実情についてはそういうふうになんかまだ実態がですね、短い期間ですので、今まで受けていた利用を減らしたり、またはサービスを少なくしたり、中止したりということは出てきていないかわかりませんが、これがずっと続いたら経済的負担というものは大きくなってくると思っていますので、今後どういうふうになっているかというのがとても心配されるわけです。

その心配をするからこそ、国が本当はこういうふうなものについて、もっと負担増をするような政策を打ち出さなかったらいいんですが、これが走り出してしまっていますので、ここで何とかすることができるといことの一つに、鹿島市独自の負担軽減策というものしか

今のところないわけですね。国に求めてもまだまだ事態がなっておりませんので、とりあえず鹿島市独自としてどのような軽減ができるのかということをお聞かせしてほしいと思います。

というのは、あした、あさってですか、障害者団体の方たちとどういうふうなことの実態があるのかお聞きしながら、そしてまた、鹿島市ができる軽減策といいますか、御要望におこたえすることができるのかをその場を通じて今後検討をしていきたいというお答えができました。その答えから先、進まないと思いますが、ですが、やはり財源がないかもわかりませんが、この負担をすることによってどれくらいの鹿島市の負担が生じるのか、その辺まだ全く余地が、計算ができないところと思いますが、できない中で決定をするというのは大変だと思いますが、ですが、全額負担しなくても、例えば、非課税世帯に近い層の軽減策、このくらいはやっぱりこの時点で打ち出すということも安心できる策につながっていくんじゃないかなと思いますので、最低限いろんなことがあるかもわかりませんが、非課税世帯に近い層の軽減策を検討をお願いできないものか、私、これだけでも何とか検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

非課税世帯に近いところでも軽減ができないかということでの御質問ですが、まず、制度を簡単に御説明申し上げますと、負担金という、いわゆるサービス料の負担金という部分については、これは議員御存じだと思いますが、国の制度で金額が決まっております。その中に、どうしても厳しいところがあるだろうということでいろいろな減免措置がございます。例えば、個別減免、これは預貯金が3,500千円以下の利用者に対して利用料の負担軽減を行っているということ、そういうふうな軽減、あるいは社会福祉法人減免、これは社会福祉法人での利用を受けておられる方についての減免制度でございますが、そういうふうな減免制度、あるいは食事代に対する負担軽減制度ということで、補装具給付という制度がございます。

実は、私たちもこれらの軽減措置をどのくらい受けておられるかということをお調べしております。まず、ほとんどの方がどれかの軽減の対象で、本来払う額よりかなり軽減された額の御負担をされている。その結果が議員先ほどいみじくも申されましたけど、数字的には余りふえていないような気がするとおっしゃられた部分に該当するんじゃないかと思っております。

市独自の軽減策ということでございますが、先ほど申し上げました、この負担額のほかに先ほどの御質問の中でもありました、地域生活支援事業というのがございますが、これは市で独自に料金等を定める、単価等を定めるようになっております。ですから、結果的に負担金のところで軽減をするのか、市でできるところの生活支援事業の中での軽減を図って総額

的に軽減を図るかという、そういうことも含めて、今度、先ほど申し上げましたように障害者団体の方、障害者の保護者の方等とお話をしますので、どういうサービス、どういう支援をしてもらいたいのかということ調査して、その結果を踏まえて市ができる部分があれば実施をしていきたいということで考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

何か期待を持たせるような答弁であるような、私は気がしています。何日か後に障害者の方々の家族とか、御自身の皆さんとお話し合いをされるということですが、その場で生の声を、いつも聞いていらっしゃると思いますが、さらに聞いていただいて、どういう要望があるのか、そしてどういうふうな実態に今おられるのかをぜひ聞いて、それに少しでもこたえるような形で、ぜひ何らかの形で軽減ができるような形でお願いをしたいと思います。

というのは、やはり障害を持った方というのは収入がないわけですよね。収入がある方もいらっしゃると思いますが、ほとんど思うような収入が得られない、働く場所、いろいろありますが、そういう中での自立を求められていらっしゃると思いますので、ぜひ福祉でやっていた部分がこういうふうな応益負担みたいな形になりましたので、その辺はぜひお願いをしておきたいと思います。これはぜひ期待をさせていただきたいと思います。

次に、地域生活支援事業の中で、これについて所長がおっしゃいましたが、人、物、金、こういうふうなものが、今後この自立支援法が始まって、自治体が裕福なのか、財政が厳しいのか、その辺でこういうふうなサービスに格差が生じてくる時代になったというふうなことをおっしゃいましたが、まさに私もそのとおりになってきたんだというふうに心配をしています。当市としての具体的な事業の進め方ということで、単独でやる事業、または広域圏でやる事業、そして広域圏の中で要綱だけを統一していきたい事業、こういうふうな中身をおっしゃったわけなんです、事業が幾つかありますが、これがそれぞれどういうふうなものに当てはまるのか、今の時点でわかっている範囲でいいですので、お知らせください。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

地域生活支援事業についてお答えをしたいと思います。

まず、ちょっと順序がばらばらになりますが、まずここの支援事業の中の柱であります相談支援事業というのがございます。これは相談業務、あるいはその方のサービスの利用計画をつくる、訪問調査をする、そういうことの事業になりますが、これは鹿島市では市の単独で行っていきたくて考えております。県からは広域でないかというふうなお話もあっておりますが、一番これは障害者の身近なところの事業ということで判断をしております。杵藤

地区のほとんどの市町村が、多分全部なるとは思いますが、単独それぞれの市町村ごとにやっ
ていくということである程度の方針は決めているところでございます。

それから、コミュニケーション支援事業、これは手話通訳であるとか、要約筆記、要約筆
記というのはいろいろな大会のとき、文字盤で書いて、そして表示をされる、あの要約筆記
でございますが、こういうふうな事業がございますが、この分についても市の単独でやって、
ただ、中身としては県の身体障害者団体連合会に委託をしようかと、そういうふうな専門
家がおられませんので、そちらの方に委託ということで考えております。

それから、移動支援事業、これは障害者の移動の支援事業、それから日常生活用具の給付
事業、それから自動車改造等の助成事業、これは今までも事業としてあったものでござい
ますが、これについてはやっぱり杵藤広域で3市4町が同じような補助要綱をつくって、同じ
料金であるのが一番いいんじゃないかと。これは施設の利用者がほとんど、例えば、鹿島に
すべての施設があるわけではございませんので、杵藤地区内の施設を利用しているというこ
とがございますので、ある程度統一した要綱をつくらうということで話を進めております。
今現在、調整中でございます。

それから、小規模作業所等の運営に関する事業でございます地域活動支援センターの事業
でございますが、これにつきましては、現在の作業所が今後も継続してずっと運営ができる
ような形での支援策をやっというふうなことで、今までどおりなるべくできるような形で
ということで考えております。

それから、地域自立支援協議会の設置というのがございます。これは実際の計画書、障害
者計画ですね、この計画書のチェック機能、それから特に一つの市町村では判断が難しいよ
うな案件、問題案件、困難案件についての検討をするというふうな位置づけがございますが、
これにつきましては、現在、杵藤保健福祉事務所の管内で、これは県の方で実施をされてお
りますサービス調整会議というのがございます。これをベースとして広域での設置というこ
とで現在話を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

単独でいいのか、また広域圏なのか、それぞれの特性がある事業に応じて今説明をしてい
ただいたと思います。その進め方としては私もわかりませんので、そのような進め方でより
よい方法をしてほしいと思いますが、この相談支援事業というのが一番身近である事業であ
るし、大切である事業というふうに今おっしゃっていただきました。ということで、これは
市単独でやっていく方向がなされているわけです。この相談支援事業の中に委員というもの
がそれぞれ出てくるとは思いますが、3障害がそれぞれ対応していってもらわなくてはなりま

せんが、その3障害を知っていらっしゃる方ということでそれぞれの代表を入れることが一番大切だと思っておりますが、まだ実態としてどういうふうに進めていかれるかわかりませんが、要望として3障害の代表を入れるということを必ず私はしてほしいというふうに思いますが、この辺はもう決まっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えいたします。

先ほどおっしゃられました相談支援事業の中に3障害の委員を入れるのかということでございますが、実は相談支援事業の中には、相談支援の部分と分けて申し上げましたが、地域自立支援協議会というものがございます。先ほどおっしゃられた部分については自立支援協議会の部分だろうと思っておりますが、当然、相談支援事業も3障害に対応する必要がございます。具体的なメンバーの構成というのは現時点ではまだ考えておりませんが、当面、今年度については担当職員でやっていきたいと思っております。これは3障害それぞれ今1名ずつおります。今言いました担当職員というのは、今までこの自立支援法の施行前から相談の部分、あるいは計画ですね、利用料の決定、その辺についてずっとやっておりました。ここの相談支援事業につきましては、実は専門性が不可欠でございます。専門的にどうなのかという部分については、先ほど申し上げましたが、どうしても私たちの段階でできない部分については県の機関、保健福祉事務所の方でサービス調整会議という形でやっておりましたので、ほぼこれに準ずるような形でやっていきたいと思っております。

ただ、どうしても私たちの職員は人事異動がございます。そうなれば、今ここの相談支援の中に核になるものを置かなければならないという規定がございますので、ある程度の資格がある人を今後補充という形はおかしいですが、強化をしながらやっていきたいということで、その辺については具体的な内容は決まっておりますが、そういう方向性を持って検討していきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

実は、この地域自立支援協議会というものを設置しなければならないということの中身に、それぞれの3障害の方々の代表を入れるということをぜひしてほしいということになっているんじゃないかなと私は思っています。というのは、今おっしゃいましたように、職員の方というのはやはり異動がありますので、それぞれの障害を持った人々に対応するとき、障害を持った人が相談に来られて、自分の障害、また生活をどういうふうにしてやっているのかというものを事細かにしながら相談をされているわけですね。そういうときに人事異動で人

がかわったら、また一から自分の状況から話して相談に移らなければならないということで、なかなかこういうところで困っていらっしゃる方が多いように聞いています。ということで、やはり実態をよく知っている障害を持った方々の代表というのがそこに当てはまるんじゃないかと思いますが、そういう方々を入れた自立支援協議会というものにしないと、机の上だけの、ちょっと大ざっぱに言いますと、そういうふうになりかねないということを心配されているわけですね。

そういうことで、今答弁の中に核になる人を1人補充すると、どういうふうな中身になるかわからないということでしたんですが、この核になる人の補充でもって、そういうふうな今までの不安とか不十分さを取り除くことができるというふうにお考えになっての、そういうふうな対応策にされるのか、その辺をお伺いします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

ちょっと私の説明が少し悪かったのかもしれませんが、まず、相談支援事業というのと自立支援協議会というのは別で考えてください。相談支援事業というのは、まず市役所の方の窓口といいますか、市の方でできるような事業ということで先ほど申し上げました、今市の担当でと、あとは強化をしていくということでお話をしましたが、その部分の中にも当然精神障害のこともわかる人間も入れていきたいと考えております。

それから、そこでやっぱり判断ができないような問題案件、それとかもっと大きな問題を抱えているものについては、地域自立支援協議会を広域で持って、そこの中には当然それぞれの専門家を入れながら検討をしていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

相談支援事業は市単独でやっていくと、これは市の窓口になるわけですね。そして、地域自立支援協議会は広域圏に設けると、その中によ、これは職員だけでやるというふうなことをおっしゃってないですか。ここに専門家を入れるとか、ここの中に委員が来るわけですね。この委員の中に私は3障害の代表を入れてほしいというふうなことを言ったわけなんです、そういう方ももちろん入るわけですね。入るということで了解していいですね。——はい、わかりました。ありがとうございます。私がちょっとごちゃごちゃになったようですね。ぜひ、今のような形になったら、広域圏であってもそれぞれの3障害の方々の代表が入って、それぞれの立場をちゃんと理解して相談に乗っていくことができるというふうになるということで理解をしたいと思います。ありがとうございました。

次に、こういうふうな地域支援生活事業を行うに当たって、要する経費ということで、国は交付基準を設けながら予算の範囲内で補助するものというふうなうたっておりますが、これが人口10万人につき10,491千円の地方交付税、ことしの10月から交付されるというふうになっていますが、この交付金というものは鹿島で幾らぐらいになるのか、そして、この交付金はどのような事業に活用できるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

先ほどおっしゃられております交付税の金額、私たちもつかんでおりますが、私たちも同じ状況で、人口10万人規模で幾らというふうなことだけで、実は一番大事なところですので、県を通じて確認をしておりますが、具体的にわかっておりません。ですから、人口10万人規模ということであれば、鹿島は3万2,000人ぐらいだからそのくらいかということをお聞きしたら、その辺もはっきりわからないということでございます。ですから、現時点で交付税というのはあつてないようなものと言ったらおかしいんですけど、そのくらいやりますと、例えばどういう形で、そして色が福祉の部分ということについてくるわけじゃないものですから、その辺が明確じゃないということ非常に私たちも困っているといえますか、苦慮しているところでございます。まだ現状については十分な把握ができておりません。

どうい事業に使えるかということでございますが、この辺についても具体的なところはまだびしゃっとした形では来ておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、地域生活支援事業の中でそういうふうないろいろな市町村が創意工夫をしながら使いなさいというぐらいで、どこにどれだけというふうなのは、具体的なものについてはまだはっきりしたところは決まっております。10月から本格実施、本格施行ということになります。ただ、まだ国から県に対して説明会があつている状況です。だから、本当に10月からやれるのかと、私たちも実は心配しているところもございます。ただ、私たちは責任としてできるような形での動きをしていこうということで福祉事務所としては考えて、それに向けた準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、わかりました。最近の国のこういうふうな動きというものは、決めてから、そしてあつという間に自治体におろして、何が何だかわからないままにそういうふうな事業を進めなければならないということで、大変な苦勞をさせられていらっしゃるんじゃないかなとい

うふうにも思いますが、これの該当者であられます当事者の皆さんたちはもっと不安じゃないかなと思います。ですが、市としては責任できるところでやっていくということで受けとめたいと思います。

次に、移動支援ということは申されました。広域でこれは3市4町ですか、すべてのいろんな施設を利用できるというふうなことで申されましたが、これで心配な方がたくさん、やっぱり広域でした方がいいと思いますので、出てくると思います。社会資源が整備されていないと、やはり在宅での移動手段というのは大変なものになると思います。例えば、ちょっと聞いた話なんですけど、こういうふうな支援法が設けられると、鹿島から佐賀を往復するだけで4千円ぐらいかかるというふうなことを聞いたわけなんですけど、これがどのような計算になっているのか、私全くわかりませんが、実例としてどういうふうな負担額になるのか、もしわかれば計算方法などをお願いします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

具体的に金額が幾らかというのは、申しわけございませんが、ここに持ち合わせがございませんので、後だってお答えをしたいと思います。

ただ、うちの方で今やっておりますのは、社協さんを通じまして移動支援事業を行っております。ここの部分を生かしながら、ただ先ほど申し上げましたように、うちの障害者の方も他市に移動されるというケースもございます。そういう方もいらっしゃると思いますので、この辺を残しながら、しかも、やっぱり統一した料金というのが必要じゃないかということで現在調整をしているところでございますので、ちょっと数字的なことは申しわけございませんが申し上げられませんが、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

次に、就労支援についてお伺いをしたいと思います。今回、この自立支援法のポイントに就労支援を抜本的に強化し、障害のある人の自立を支えるとなっています。5月7日、これは佐賀新聞の記事なんですけど、佐賀市の通所授産施設では1日約5時間働いて200円から350円ほどの作業報酬を受け取る。作業内容はビルの清掃や名刺づくりなど。月収は約5千円ほどになるということです。施設利用料が今までは無料だったため、生活費の足しにできた。ところが、自立支援法の導入で中度障害者の場合、1日1,500円の利用料が新たに発生をし、1カ月20日間利用した場合、20千円前後の利用料を支払わなければならない。収入になるどころか、工賃を差し引いても15千円前後の手出しを余儀なくされ、働けば働くほど出

費がふえるという逆転現象が起こっているということでした。こういうふうなことがまだ把握できていないということでしたが、これは新聞に載っていた記事であります。

こういうふうに働けば働くほど、働く意欲がうせてしまうということが本当に逆行しているんじゃないかということを思います。このようなことで、大分県では就労継続サポート事業ということで1日当たり350円の奨励金を、これは個人給付というふうなことを打ち出しておられますが、これは働かれた日に利用料が要る場合、こういうふうな給付がなされています。これが鹿島市内でもし実施したとしても大きな金額にはならないと思いますが、1日当たり幾らというふうな、これは奨励金額にはそれぞれあろうかと思いますが、こういうふうな働く意欲に奨励金を出す等のお考えがあるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

これは先ほども御説明をしたと思いますが、利用料がかかってくるというのは、正式な認可を受けておられる作業所ということで授産施設なんです。近くでいいますと、サンウッド作業所であるとか、かがやきの丘、多良岳作業所、それから白石作業所等がございます。ここの部分については、当然工賃の分というのは払われるわけですが、その分に相反するところで利用料というのが上がってきます。ただ、市内の作業所というのは、工賃というのも余り高くはないわけですが、その部分については、先ほど申し上げましたように利用料というのは据え置きをするということでお話っております。そういうことを整理しまして、認可型の授産施設に対する支援をする予定があるのかということですが、この辺については現時点では明確に申し上げられません。ただ、検討はしていく必要はあるかということとは認識をしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

次に、若者の非正規雇用の労働の現状と問題点ということでお聞きをしたいと思います。

先ほど私が答弁を求める数値データ等で答弁をしていただきましたが、鹿島管内における正規雇用労働、また非正規雇用の割合ということで申されました。これを見ますと、非常に非正規雇用が少ないわけですね。ということで、きのう松尾議員に対する答弁を聞いて、ハローワークの方にお伺いに行ったわけなんです。実情的にはことしの7月分の求人受付で269人、うち100名がアルバイトの求人で、求人の割合は37.2%、5、6、7月の3カ月の累計で求人が669人、うちアルバイト的なものが252名で37.7%、約4割がパートとかアルバイ

トの求人であるということでした。それを聞いて、意外と正職が多いんですねというふうなことを言ったんですが、統計の分け方として、雇用保険というふうな言い方もされたんですが、週40時間ということは1日8時間が5日続きますが、働く中身を正規としてカウントをしているということでした。そして、この中に正社員という身分ではない求人が非常に多いと、うち100人のアルバイト以外にですね。ということはアルバイト、パートという数が上げられたのは8時間以内の勤労をしている、雇用保険がない人がそこであって、それ以外の人の中でも身分は正社員でない、厳密にしたらですね、そういうことだということでした。何でそういうふうになっているんですかと言いましたら、その中にも社会保険を掛けていない企業もあるそうなんです、それを厳密に企業側に言ったら求人が少なくなってしまうから、本当はそれはいけないんですが、そういう方法をとらざるを得ないという実情を申されたわけです。

ということで、今先ほど課長が申された中身が数のカウントの仕方は雇用保険によってと言われましたんですが、雇用保険によっての中身にもそういうふうなことがあるということ前置きして私は質問をさせていただきたいと思っています。

こういうふうな非雇用の現状というものは、鹿島市だけで解決できるものではないし、そして鹿島市だけの問題ではないので、ここでこういう質問をしてもどういうふうな前進があるのかというふうに思われることもあると思いますが、やはりこういう現実を私たちはきちんと把握しながらしていかなければいけないというふうな視点で今質問をしているところでございます。

とりわけ若い人の非正規雇用が本当に高いということで、このことが収入面に大きく影響をしているわけですね。そして、今は新卒でもなかなか正職員として雇ってもらえるという状況ではありません。高校を卒業した、また大学を卒業した若者の中でどういうふうな実情かと申しますと、高校卒業したばかりでも正規につける人というものが35%ですか、そういうふうな割合ぐらいになっている現状もあるということも深く認識をしなければならないと思います。

そういうふうな現状の中で、今回、最低賃金というものが発表されたわけですが、佐賀県の最低賃金は1時間611円、全国で一番低いところで青森県などで610円なんです、佐賀県は611円で下から2番目という金額です。時給が611円ですから、1日8時間働いて1日4,888円、月20日働いたとして月収107,470円ですね。佐賀新聞の記事を応用しますと、税金、車のガソリン代、光熱費などを差し引くと、食費に充てられるのは1日1千円であると。予想外の出費は捻出できない。これでは生活できないという実態が出されておりました。若者の非正規雇用の比率は高いということですが、そっくりこのまま最低賃金が賃金になっているわけでもありませんが、こうした最低賃金がベースになってそれぞれの賃金が決められていく部分もあります。そのことが結果的にはそうした低賃金の層がふえることによって社会

が不安定化にもなりますし、結果的には税収も減ってきます。また、購買力が低いということで地域の活性化もできないという指摘の声も載っています。このような日本の最低賃金、または佐賀県の最低賃金について、大幅な引き上げが必要だと担当課として思われるのかどうか、このことについて率直な意見を、所見で結構です、お聞かせしてほしいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

11番議員の質問にお答えをいたします。

賃金についてどうかという質問でございますけど、やはり働く者の立場からすれば賃金は高い方がいいと思います。ただし、いろんな社会的条件とか、その会社の雇用の条件とかの面がございまして、やはりその辺はある程度お願いをしていくべきではないかということまで思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

率直な意見と承りたいと思います。こういうふうな低賃金層がふえるということが社会を不安定化にするし、結果的には税収も落ち込んでくると、購買力も減るということで、結果的には順繰り回って経済ができ上がっていると思いますので、やはり生活できる賃金というものが基本だと私は思っています。そういうふうな声を県、国にそれぞれの地域からじわじわと上げていくことが、この日本の最低賃金の大幅なアップというふうにつながっていくと思いますので、やはりその辺も考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。というのは、欧米では最低賃金というものは正規社員で働く人の90%になっているところもあるわけですね。雇用労働条件が悪いということで賃金が低いということの両方があるのが日本なんですけど、そういうふうな先進諸国に比べたら日本は非常に低いわけです。ということは格差が非常に大きいということですので、こういうふうな賃金のベースになっている最低賃金の方にもやはり市当局としても気を向けながらしていくことも必要じゃないかなというふうに思っていますので、ぜひこのことも頭に置いてほしいと思います。

次に、こういうふうな非雇用率が高い若者が少子化の一因となっていることが明らかになっています。収入の不安定さ、また将来への不安が結婚できない状況になっているというふうになって、そのことが少子化の一因ということにもつながっておりますが、こういうふうな経済白書が出したことに對して御所見があればお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

労働経済白書の論説が佐賀新聞に載っておりましたので、それもコピーを私ここに持ってきておりますけれども、やはり非正規労働の現状というのをかなり事細かくここで分析をされておりました。その中でも先ほどの少子化の問題も当然上がっておりますし、やはり非正規労働がふえてきているという現実間違いのないわけです。ですから、じゃあこれをどう正規にふやしていくかという一つの政策がここには必要だというふうな論説のまとめ方があります。改善策として、正規雇用への転換制度、それから短時間正社員制度の導入、それから働きに見合った処遇の確保、職業による能力開発機会の充実、これを雇用する側は真剣に受けとめるべきだというふうなことでくくってありますけれども、やはり我々としてはこういった動きが出てくることを期待いたしております。

そういうことでございますので、こうなった状況というのはいろいろ要因があると思えますけれども、我々としても、きのうも松尾議員に申し上げましたけれども、何とか地元の企業には正規な形で雇用をお願いいたしたいという願いをしていきたいというふうに思っておりますけれども、大きな制度改革によって企業さんも当然考え方を変えてこられると思えますので、そういったことも含めてお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

これはほんの一例であります。ちょっと時間が足りないと思いますが、少しだけ紹介をしていきたいと思えます。

これは私が聞いたところの話で、皆さんも聞かれているかと思いますが、例えば、子供さんが2人いらっしゃると。学校も卒業して、遠くの学校の卒業した土地にいます。ですが、卒業したのにいまだに送金をしているという親御さんがいらっしゃいます。というのは、正規の職になかなかつけないので、生活するアパート代とか、そういうふうなもの何かはあるけど、本当の生活ができないのでまだまだ送っているんですよというふうなことも聞きました。

もう一人は、やっとな最近、子供が契約社員になったと。契約社員ですね、これは非正規雇用であっても契約社員だと。今までは厚生年金とかなかったんですが、そういうふうな取り扱いもしていただけるようになって本当に安心しているというふうな声もあります。

またもう一人は、自分の知り合いのおじさんに久々に会った若者が、「おまえ、このごろ何ばしよっとか」と言われて、「はい、フリーターをしています」と答えたところ、その子供さんに対して「何ば、しっかりせんか」というふうなことでおしかりを受けたと。ですが、そのことに対して子供さんは何ら返答ができなくて、帰ってお母さんに「お母さん、こがんこと言われて悔しかった」というふうなことを言われたという、そういうふうなこともあっ

たわけです。

そして、これは聞いたというか、佐賀市に行ったときに、ちょっとしたファミリーマートのところに行って、若い人がいらっしゃったから、学生さんですかと聞いたわけなんですけど、いや、学生じゃありませんと。ここで働いて、そして昼間は昼間で働いているんですよということで、昼も夜も働かないと生活ができない。その方は学生さんじゃなくて社会人なんです、そういうふうな声を聞いたわけなんです。こういうふうに24時間営業がどんどん広がっているの、こういう若者が多くいるんじゃないかなということはそのとき思いました。

若者はあらゆる業種の中で、また長時間労働を担い、まさに私たちの日本社会の底辺をある意味支えてくれているんじゃないかなというふうに思っています。皆、本当にそれぞれが努力をされています。一人の人間として社会に出て自立するということは、やはり生活できる賃金を得ながら働くことだと私は思っています。夢と希望を持った若者一人一人がやる気を持って働ける環境づくりは、これからの大きな課題であると思いますので、今、山本部長が言われました施策もさることながら、今後、行政でできる、できないというふうな中身があるかと思いますが、今言われたこと以外に今必要だというふうに考えられていらっしゃること、これができる、できないは関係なく、そういうふうな御所見があったらお伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

制度的に導入されれば、それで法律を守っていかなければならないということで、そういう雇用の仕方をするとかという、そういった制度では当然、これは大きな視点になりますので、どうかという話には私の方では具体的になりませんが、身近なことで申し上げますと、やはり企業誘致を積極的に図るというのもそういうことだと思いますし、それから再三申し上げますけれども、ビジネスを新たにつくり出すというのも一つの手法ではないかというふうに思っております。そういうふうなことで、何とか若者が鹿島に残っていただくような定住促進対策、これも考えていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ここで迎福祉事務所長から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

先ほど移動支援の関係で金額がはっきり言えなかった部分についてお答えをしたいと思います。

実はうちの方で移動支援事業を社協さんの方をお願いしておりますが、市内で動く場合で

500円、広域のところまでしか今行っておりませんが1千円、大体1日1千円ということしております。ただし、この場合、条件がございまして、まず登録が必要だということですので。それから、移動制約者ということに限定しております。移動制約者というのはどういう方かといいますと、どうしても移動に困難がある、車いすの方とか、つえをついておられる方、それから視覚障害者の方を入れております。金額的にこれだけ安くなっているというのは、実は福祉の有償運送法ということで、本来であればお金を取る場合はタクシーみたいな形で登録、2種免許が必要になります。正式な研修を受けた者がボランティアとして、これの中には市の職員も何人もおりますが、運行しておりますので、このくらいの料金でできているということでございます。

ちょっと補足ということになりましたが、御説明させていただきました。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎でございます。昨今、比較的暗いニュースが多い中、皆さん御存じのように、けさは大変明るいニュースが飛び込んでまいりました。秋篠宮妃紀子様のお出産、男の子だったそうでございますけれども、まことにめでたうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、今回、大きな項目で4点取り上げておりますけれども、第1点目が文化的景観条例の制定について、2点目、新エネルギービジョンについて、3点目、災害及び防犯対策について、そして4点目で新幹線長崎ルートと長崎本線の存続についてという大きな項目を取り上げておりますが、まず最初に4番、長崎ルートと長崎本線の問題をさせていただいて、1、2、3という順番に変えさせていただきますきたいと思います。

新幹線長崎ルートと長崎本線の存続についてということで、大きくは2点、6月議会以降の経過及び公開討論会について、今後の運動展開と見通しということでお尋ねをしてみたいと思います。

国土交通省は2007年度の予算の概算要求の中で長崎ルートを含めた新幹線予算795億円を計上いたしました。路線ごとの配分は年末の財務省原案内示で決定をするわけですが、今年度予算化されております10億円の予算執行がなくても、地元調整がつき次第ということでは

算化をされる情勢でございます。このことに関して、知事は記者会見で一步前進というような形での発言をされておられますけれども、推進派は建設への道は途切れずということで歓迎をしたのに対して、市長は同意をしないという方向で今後も粛々と行動するとコメントを述べられておられます。

また、市長は演告の中で、整備新幹線建設が費用対効果や山陽新幹線への乗り入れ問題など、正確な情報提供がないままに進められていいのか、新幹線はもはやバラ色ではない。私たちが犠牲になってでも推進されるべきプロジェクトではないという思いがさらに強くなったと言われております。

9月3日の佐賀新聞「有明抄」では、東海道新幹線が開業した当時の社会情勢、東京オリンピックがございました。それと、今回の2016年の五輪候補に東京が決まったことの対比をされながら、いずれにしても今回の五輪に対しては盛り上がり乏しいことを長崎本線に置きかえ、推進する立場の県と反対する自治体との協議の先行きが見えないこと、賛成、反対ともに後押しをする県民の熱気が乏しい、膨大な税金を投入する事業であり、広く関心を高めた上で判断をと呼びかけてありました。

9月補正予算で経営分離に反対する考えや長崎ルートに対する疑問を県民の皆様を知っていただくために、県内のCATVでPR番組を作成することや、要請があれば長崎県へも出かけたという考えもあるようですが、ここで具体的に質問をしてみたいと思います。

1点目は、公開討論会についてです。

市長は、演告の中でも言われておりましたけれども、県と市もやる方向で協議をしている。1回目は佐賀市で開催することまでは決定をしているようですが、具体的に進まないということです。なぜ公開討論会が進まないのか。これは市民ならずとも、県民の皆さん方も関心事であります。まず、そのことについて、なぜ進まないのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、6月議会において国への直接的な働きかけをするということを市長は言明をされましたけれども、実際はなされていないんじゃないかと思います。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

3点目、長崎県からの要望活動が7月、8月と頻繁にございました。当初、市長は推進派の方にはなかなか会おうとしない、そのようなことが漏れ伝わってきたわけですが、そのことについて真相といいますか、どうだったのかお尋ねしたいと思います。

また、長崎県から要望活動に来られた皆さんとの意見交換をされていると聞いております。その状況についてお尋ねをしたいと思いますけれども、長崎県からの要望の中で佐世保市、北松浦——北松浦でいいんですかね、佐世保の北の方——の皆さんが来られたときに、私たちは井本知事が提案された短絡ルートを承認したんだから、鹿島市も承認、認めてもいいんじゃないかというような発言をされたことや、実はきょうの佐賀新聞の「私の主張」の中で、伊万里の方が意見を書いておられますけれども、この文章を読んでおりましたも、伊万里市

は昔から陸の孤島で鉄道の本線を利用するには非常に不便であった。鹿島市はたとえ三セクになっても現状とほとんど変わらないんだから、通勤、通学に利用できるのでもいいのではないかというようなことで、現状と変わらない鹿島市が何で反対するのかというような主張をされておられますが、この文章を読んでいて、鹿島市は現状のとおりではなくて、後退するわけですね。その辺が全く、この主張されている方もわかっておられないというような気がいたしておりますが、長崎県から来られた皆さん方と意見交換をされてどのように感じられたのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目として、九州新幹線と東海道、山陽新幹線の相互乗り入れについて、JR九州の新幹線計画室長が、大阪への直通は需要が見込まれるが、東京からは無理という発言をされています。これは鹿児島ルートでさえ、そのような状況ですので、ましてやフリーゲージの長崎ルートはどう考えても広島程度までの効果しかないというふうに考えられますが、そのようなことからいたしますと、費用対効果の算出根拠も崩れるのではないかと思います。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

また、今後の運動展開の見通しを市長はどのように考えておられるのか、以上6点を1回目、新幹線問題としてはお尋ねをしたいと思います。

次に、文化的景観条例の制定についてということでお尋ねいたしますが、恐らく議員の皆さん方、あるいは市民の皆さん方も、文化的景観条例、初めて耳にされたのではないかと思います。鹿島市には歴史的景観条例は制定をされております。この文化的景観条例は、平成16年の通常国会において、文化財保護法の一部が改正をされ、17年4月1日より施行されています。文化財の保護体系の中で重要文化景観という概念が取り入れられました。従来の文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の5分類でしたが、新たに文化的景観が保護対象となりました。

文化的景観の定義は、文化財保護法の第2条に、地域における人々の生活、または生業及び風土により形成された景観地で、国民の生活、生業の理解のために欠くことのできないものとされています。地域におけるという、この部分が最も重要で、名勝地のような国レベルのものではなく、地域に残された固有のものを積極的に保護対象にしていこうという法律であります。

では、具体的にはどのような景観なのかということですが、皆さんの周りにあるものです。八つの選定基準がございますけれども、鹿島市に関係あるものとして五つほどありますので御披露したいと思います。1点目は水田や畑地など農耕に関する景観、2点目がノリひびなどの漁労に関する景観、3点目が河川、水路、港など水の利用に関する景観、4点目が道、広場など流通、往来に関する景観、5点目が垣根、屋敷林などの居住に関する景観、ほかにも三つほどありますけれども、鹿島市に関係あるのはこの5点程度ではないかと思います。

本市では、歴史的景観条例を策定し、肥前浜宿の保存事業を進められておりますが、歴史

景観条例は歴史的な町並みの景観を残すという限定されたもの、伝統的建造物の保存のための条例です。文化的景観条例は、その条例を補完する意味もありますが、町並み景観だけではなく、田園、集落、祭り、産業、河川など地域の文化やコミュニティーをともに継承しなければならないものを含んでおります。

また、時を同じくして景観法が施行されました。この法律の目的は、良好な景観の形成を促進するために、景観計画の策定を行い、総合的に施策を講じて、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造となっております。これは国土交通省の分野です。

また、昨日は橋爪議員が質問されておられましたけれども、農の分野でも農地・水・環境保全向上対策として、美の里づくりの議論がされておりますが、各省庁、美しい日本づくりということで、このような形で動いております。

鹿島市は自然鹿島の観光キャッチコピーを使い、多良岳山系から有明海まで山、海、歴史、自然、文化、環境など、多市にない自然の財産を持っております。また、佐賀県の美しい景観づくりへの取り組みや鹿島100選の切手づくりなどの事業も展開してこられました。きちんとした形で条例を制定して、すばらしいこの鹿島の景観を伝承すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、具体的に質問いたしますけれども、昨年施行されたこの条例に関して、どのような所見をお持ちなのか、条例制定の必要性についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

また、この条例は景観法との関連もございましてけれども、県から景観行政団体の認定を受ければ、自治体独自の景観条例を制定できるということで、これは武雄市が2008年4月を目指して取り組んでおられます。この景観法に関しても取り組みに関してお尋ねをしたいと思います。

次に、3点目ですけれども、新エネルギービジョンについてお尋ねをいたします。

鹿島市では、平成17年2月に豊かな水と緑に囲まれた自然鹿島のキャッチコピーで、新エネルギービジョンの導入に関して、基本方針や取り組みを示し、地球温暖化防止につなげていくものとして策定をされました。その目的は、恵み豊かな有明海の干潟が地球温暖化により消滅してしまう可能性があることから、二酸化炭素削減等環境負荷の低減、エネルギー問題の解決に向けて省エネルギー行動や地球に優しい生活スタイルへの転換と新エネルギーを導入することにより、地域住民への普及、啓発、新産業の創出を目指すととなっております。ことしの夏も気温35度を超える毎日非常に暑いものでした。太平洋のツバルという国では、海面上昇で水没の可能性があると報道もなされております。まさに地球規模でこの問題に取り組んでいかなきゃならないわけですけれども、本市では平成15年3月には、鹿島市環境基本計画を策定、その中で自然環境の保全と継承、地球規模で考え、足元から行動する基本理念を掲げられております。また、市役所内部でも行動計画をつくり、昼休みの事務所内

の消灯、窓際の消灯、分別収集の徹底などの取り組みがなされております。

そのようにして住民意識が高まる中で、太陽光発電や風力、バイオマス、温度差エネルギー、クリーンエネルギーなど新エネルギーの研究がなされ、導入プロジェクトとして太陽エネルギーを生かしたまちづくりや廃食油の有効利用、菜の花プロジェクト、バイオマスプロジェクトなどが上げてございますが、それらの新エネルギービジョン全体について進捗状況はいかがなものか、お尋ねをいたします。

細かい菜の花プロジェクト等に関しましては2回目に質問をさせていただきます。

次に、災害及び防犯対策についてということでお尋ねいたします。

6月25日、大雨がございました。私たち議員は多久市において県内出身の国会議員、知事、各市町村長、議員が一堂に会して、戦う地方総決起大会が開催をされておりました。多久市に到着する前にもう豪雨だったわけですけれども、会場の外はずっと雨が降っておりました。被害を心配しながら帰ってきたわけですけれども、武雄市の一部は冠水をして、迂回をしながら帰ってきた状況です。市長は常々、鹿島市の水害対策はほぼ完了したというような発言をされています。その事業総額は110億円程度で、鹿島市の現在の起債残高に匹敵をする、まさに鹿島市の歴史は水害との戦いであったということを言われますが、確かに鹿島市は水害には強くなったというふうに思っております。ただ、今回の豪雨で被害が出ていることも聞いています。

そこで、6月25日の時間雨量がどの程度だったのか、また鹿島市内でどのような被害があったのか、簡単に結構ですので、お願いをしたいと思います。

次に、民間との協力体制ということでお尋ねをいたしますけれども、時間雨量が多い場合には、一気に河川も増水いたします。市や消防団も警戒本部を設置して迅速な行動をとってもらっておりますが、民間との協力体制も必要となってまいります。危険箇所の点検などは郵便局とタイアップをされて常時行われていると聞いておりますけれども、佐賀県や武雄市では建設業組合と災害時の協定を結んだという報道がなされております。そこで、本市としてはそのような取り組みはないのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、公用車の貸し出しについて質問をいたします。

例えば、そのような災害時、災害時の後片づけや、また各種イベントのとき、市のダンプや軽自動車などを借用できればというときがあります。市の職員の皆さんが手伝ってもらう場合はそれでいいのですが、すべて市の方をお願いできるわけでもありません。それと、今回このことを取り上げましたのは、防犯対策の問題からです。明日、水頭議員も青色回転灯については質問をなさいますけれども、現在、鹿島市青少年育成市民会議では、PTA、少年補導員、防犯協会などからの要望もあり、青色回転灯による通学路安全点検のための防犯パトロールの準備を進められていると聞いております。市としてもそのことに協力をして、公用車に回転灯をつけることを決めていただいたようです。問題はその運用のやり方です。

現状では、公用車は職員以外は運転できないことになっていると思います。ただ、公用車に青色回転灯をつけたとしても、市職員だけでは職務との関係もあり、その機能を十分に発揮できないのではないかと懸念をされております。

ことしの7月28日の官庁速報に出ておりましたけれども、茨城県の守谷市では、自主的な広域活動を行う市民団体の支援のために、軽トラック、バン、ワゴン車、そして防犯パトロール車を防犯パトロール隊、自治体、子供会、NPOなどに貸し出しをしているそうです。このような問題に関しましては、市民と共同でやることこそ大きな意義があると思いますが、御答弁をお願いいたします。

次に、防災無線についてお尋ねをいたします。

これはもうことし、今年度になってからだと思っておりますけれども、火災通報のやり方が変わりました。以前は〇〇さん方、または〇〇さん方付近というような広報がされておりましたけれども、最近は公共施設から北東に何メートルとか、そういうような表現がされております。最近では、浜地区でも火災がございましたけれども、給食センターから、これは北東だったと思っておりますが、何百メートルという放送がなされておりましたけれども、まず、その公共施設から東西南北、その地域に住んでいる方ならすぐおわかりになると思っておりますけれども、ちょっと離れていると、地図の上で線を引っ張ってみないとわからない場合もあります。実際は、あのときの火災というのは選果場の土手が燃えていたということで、選果場と言われればすぐわかるわけですが、表現としては給食センターからという表現でした。そのほかにも城内公民館から何メートルという表現がありましたけれども、私は城内公民館がどこにあるのかわかりませんでしたので。確かにこれは仕組みが変わったということを知っておりますので、それがなぜそうなのか。一部には個人情報があるから言えないんじゃないかという市民の方々の声がありますが、そのことについてもお尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

中村議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

まず、新幹線問題であります。一番最初の御質問の公開討論会のことについて、その経緯を私の方から説明し、あとは市長の方から御説明をさせていただきます。

まず、公開討論会につきましては、市長の演告でも詳しく述べましたように、佐賀県との協議を県内に広げて、県民の皆様にも新幹線長崎ルートは本当に必要なのか、JR長崎本線は沿線にどうして必要なのかといった議論を深めてまいりたいということで公開討論会の開催を期成会の方から最初佐賀県に申し入れたところでございます。これに対して佐賀県からは、それに対する具体的な回答、いわゆるこちらからの提案を受けることができるのかできないのか、そういったことに対してははっきりした回答がないまま、向こうの方から逆提案という形の中で回答がなされたところであります。そういうことで、向こうからの逆提案の中身といたしますのは、まず開催場所が鹿島市で、そしてまた、討論の内容につきましては、新幹線の必要性、それから運行案、そしてまた、同意を前提とした地域の振興策などについて話をしたいということで回答があったところであります。

そういうことで、県の方はこれまでこちらの方が明確な回答をしないから公開討論会についての結論がなかなかおくらせているという言い方をされますが、実態としては、先ほど私の方から申しましたとおり、当初提案したのはあくまでも期成会の方ということで私たちは認識をしておるところでございます。

そういうことで、なぜこの討論会の話が前に進まないかという御質問であります。一つはまず場所の問題がありました。しかし、これにつきましては最近、第1回目を佐賀市で開催するというので双方が同意できましたので、これは省略いたします。

次に問題となるのが、討論会の協議の内容であります。これにつきましては、私どもといたしましては、まず振興策につきましては私どもは既に佐賀県との協議を重ねて、昨年8月に既に期成会としては経営分離には同意できないという結論を出して、8月に知事の方に正式に伝えているということが第1点であります。そしてまた、議会の方におきましても、この経営分離についての反対の決議とか、あるいは意見書の採択とかということも再三していただいております。そしてまた、さきの市長選におきましても、市民の意思ということで経営分離には反対ということが明確に示された、そういうこと理由から私どもにつきましては、こういった経営分離を前提としたような経営分離についての話し合いはできないということで、これに対して県の方にはそういったことに応じられないということで回答をしているということでございます。

そういうことで、この問題につきましては、知事も同意を得るまではくい一本打たせないというふうな断言した言葉をいただいておりますので、この開催に向けては今後も粘り強く交渉を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、第2点目の景観条例についての市としての所見ということでお伺いをされておりますが、それについてお答えをしたいと思います。

先ほど議員が言われました文化的景観条例の制定につきましては、さきの平成17年4月1日から文化財保護法の一部を改正する法律に基づきまして、新たに文化的景観条例という概

念が、文化財としての位置づけがなされたところであります。

そういうことで、鹿島市におきましては既に歴史的景観条例等の制定をいたしまして、一応その保存について具体的に取り組んでおりますので、この景観に対する意識というものはある程度広まっているものというふうに思います。しかしながら、この文化的景観条例につきましては、まだ市内でも具体的な議論というものは特に行っておりませんので、そういった条例制定を含めた議論というのは今後の課題であるというふうに位置づけをしているところでございます。

それから、それにあわせて景観法との関連ということで、その景観法についての取り組みはどうかというふうな御質問もございましたが、景観法の取り組みにつきましては、先ほど言いましたように、この文化的景観条例と連動する部分があるわけであります。これはどういうことかといいますと、文化的景観条例の中で特に重要なものと思われるものについては、文部科学大臣に対して申し入れをし、選定を受ければ、その指定を受けられるわけですが、その申し入れをするに当たって、景観法に基づく景観計画、そして、その中にこの文化的景観地域を位置づけなければならないということになっております。

景観の条例の策定というのが現行上、どういう団体ができるかということではありますが、現行の景観法によりますと、景観団体、いわゆる景観行政の団体ですね。これは現行の景観法の中では都道府県については自動的に景観行政団体となっていて、そういった計画等を策定、あるいは条例等を制定する一つの権利があるわけであります。しかしながら、市町村につきましては、この景観行政団体として位置づけられておりません。景観行政団体となるためには、都道府県に対してそういった申し入れをしなければなりません。そういうことで、その申し入れをして県の同意を得て認定されれば、景観行政団体としての位置づけを得られて、そういった景観計画なり景観条例等を定めることができるということであります。

そういうことで、現在、県の方から担当課であります都市建設課の方にそういった景観行政団体となるような申し入れをする計画等があるかというような打診があっておりますけれども、今の時点では、今のところはそういったことについて考えはないと、未定ということで回答をしているということでありました。

そして最後に、エネルギー問題についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

御承知のように、鹿島市は平成16年にNEDOの補助事業を受けまして、新エネルギービジョンを作成したところでございます。この中に八つのプロジェクトを設けて、市としてはできるものから順次取り組んでいくというようなことを掲げていたところでございます。その後の具体的な状況であります。平成17年度に宝くじ振興協会の助成をして、モデル的事業としておよそ17,000千円で市内8カ所にハイブリッド灯を設置し、新エネルギーについての啓発に努めているというところでございます。

しかし、そのほかの具体的な取り組みについてはまだ取り組めていないという状況でござ

います。しかしながら、現在、民間の方で先行して菜の花プロジェクト、それからまた、廃油の有効的プロジェクトについて先んじて取り組んでいただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線問題について、私の方からあとの部分についてお答えをいたしますが、この問題は私たちにとりまして長崎本線を存続できるかどうかという大きな岐路に立たされているわけでありまして、私自身も皆様方と一緒に10数年間この問題に対して携わってまいりました。

そういう中で、一つだけ確認をしておかなければいけないなと思いますのは、まず新幹線というのは国策でも何でもなし、普通の公共事業であります。これはもう明らかなことでもあります。ただ、私自身すべての公共事業が悪いというふうなことを言っているわけじゃないんですね。結局、その公共事業を実施することによって犠牲になる人が出てみたり、犠牲になる地域が出てみたり、あるいは巨額の投資をする場合にやっぱり物すごく慎重にかからなければいけないということを要するに言っているわけでありまして。もちろん経営分離そのものには絶対反対であります。そういうことをまず御理解を賜りたいと思います。

そして、協議なり、あるいは県の説明を聞いて思いますことは、この新幹線長崎ルートについて、あるいは経営分離される側の我々の主張、こういうものを正確に県民の皆さん、あるいは国民の皆さんに知っていただくと。そして、両方の意見を、情報を正確に県民の皆さんに伝えて、その上で県民の皆さんに判断をしていただくと、こういうことが大事であるということを言っているわけです。

ところで、今まで私たちは主に鹿島市民の皆さんには説明をしましてまいりました。これは県も同じような県の立場で説明をされました。次は、私たちやっぱり県民の皆さんには、県はあらゆる手法を通じて、手段を通じて広報をしておられますが、私たちはその機会を一回も持ちません。したがって、県民の皆さんに私たちの考えを申し述べる機会をどうして捻出するかということの一つの手法として公開討論会を県に対して申し込んだわけです。ところが、公開討論会も双方納得をする形にはなっておりませんので、これはこれで今からも続けていきます。

それと、ここでもう一つ確認をしておきますが、協議自体を続けましょうということで提案しているんです、我々の方がですよ、むしろ。しかし、県からは何にもそれに対する返事がないということです。ですから、さっき課長が申しましたように、何か我々が断っているから協議が中断しているとか、公開討論会も行われぬとか、そういうニュアンスで言われる人がおられますが、そうでは決してありません。そういうことであります。それが御質問

の第1です。

それから、第2番目が6月議会において国への働きかけをするということであったがどうかということですが、これはタイミングを見てやりますということ。それから、もう既に仕掛けといたしますか、少しずつやっております、いろいろこれは私の判断に任せていただきたいというふうに思います。

それから、3番目に長崎県からの要望活動、当初、市長は会おうとしなかったという話があるかどうか。これは会おうとしなかったというより、会えなかったということです。私にもスケジュールがございます。それとタイミングが合わなかったということです。それで、結局、私は長崎県の人にも来られたらそのことについて申し上げておりますが、アポイントメントのとり方ですね。結局、何月何日に来ますからと、5分でん10分でんよかけん、要望を受け取ってくださいと、そういう提案なんですね。アポイントメントというのは、御都合いかがでしょうかと、何々についてこういう用件で参りますから会っていただけますか、何月何日何時は御都合いかがでしょうかというのがアポイントメントの申し出のはずです。オファーの仕方ですね。しかし、そうではなかった。だから、これは失礼な話なんですね。だから、私は2回か3回、そういうことで公務で会えませんでした、逆にこっちからあと幾つも申し込みがあっておりましたので、その方にこっちから言ったんです。皆さんに伝えました。会いますから、時間をつくってくださいと、ちゃんと日時の調整をまずさせてくださいと。そして、時間を40分なり1時間とってくださいと。要望書を受け取るだけ、渡すだけ、受け取るだけと、こういうものに会うだけの私は暇じゃないですよということでもあります。したがって、そういうことをこっちから提案したら、その後は、じゃそうしましょうということで全部そういうふうにしてもらっているんですね。そういうことでもあります。

次に、4番目の長崎県から要望活動に来られた皆さんと意見交換をされているが、その状況はと。私たちはいいチャンスだと、いいチャンスだったと。これからもこれはどんどん来てくださいということでもあります。まず、私が話をします。そうすると、まず、聞いておる方びっくり、あるいはきょんとした顔をされます。それはつまり、長崎ルートの実態、三セクのことを話せば、まずびっくりされるということです。結局、長崎県民の人が、ほとんど新幹線について、あるいは経営分離についての情報を聞かされておられないということがまずわかります。まず、びっくりして、きょんとして、あるいはそのうちにうんうんとうなずき始められます。そして、最終的にはそういうことなのかという表情をかなり多くの方がされます。その内容は、結局、「のぞみ」とか「ひかり」が真つすぐ長崎駅まで来ると思っておられる人がいっぱいおられるんですね。それから、新幹線が開通をすると、お客さんが物すごくふえるという錯覚をしておられるんです。これは国土交通省がちゃんと説明していますね。お客さんは現在の長崎本線と比べてふえないと、そういうことを私は正確なデータ、情報に基づいた話をしているんです。

それからもう一つは、先般お見えになった方にお話をしましたけど、また次に何日か後に佐世保、松浦のあたりからも来られますけど、そのときも提案しようと思っけていますけど、これは長崎ルートの経営分離の同意がどうしても必要なら、それは簡単ですよと。それは佐世保線、あるいは大村線を並行在来線と指定するように働きかけんですかと、そこが結局同意をすればできるんじゃないですかと。我々は経営分離に同意しませんよということなんです。佐世保とかなんとか、武雄とか、佐世保線の人も新幹線賛成と言っておられるわけですから、経営分離に我々に同意せろと言っておられますから、我々は同意しない。それならば、むしろ進んで自分たちのところを並行在来線に指定をしてくださいと、我々それに同意しますからと言えは簡単なことですよというお話をしたわけですし、今後も提案をしようというふうに思っけております。

それから、九州新幹線と東海道、あるいは山陽新幹線の相互乗り入れについて、JR九州の新幹線計画室長が大阪への直通は需要が見込めるが、東京からは無理という発言をしていると。ましてやフリーゲージの長崎ルートは広島程度であるとも考えられると、費用対効果の算出根拠は崩れるのではないかと、全くそのとおりなんです。それで、まずフリーゲージトレインの費用対効果、B/C、あるいは経済効果、算定をしておられます。スーパー特急の場合はB/Cが1.069です。これがフリーゲージトレインを導入することによって1.8にアップすると、こういう試算をしておられます。当初、私たちはというより、フリーゲージトレインで議論をしましょうと私は言っけておりました。政府もフリーゲージトレインでと言っけていないじゃないですか。しかし、県の方はスーパー特急でやりましょうと言われましました。スーパー特急でやり始めて、全部私どもの考えを言ったら、突然、いやいやフリーゲージトレインでやりましょうというふうなことを変更されました。それで、以下の議論が続いてきたわけですが、結局、このフリーゲージトレインのB/Cの計算、あるいは経済効果の計算は、全車両、全本数、フリーゲージトレインを長崎ルートには導入するという前提のもとで成り立っけているんです。B/Cが1.8にはね上がると。じゃ、全車両導入できるか、これは後で申し上げます。

それからまた、全車両が山陽新幹線、東海道新幹線への乗り入れができるという前提のもとで計算してあるんです。これは全国に波及しますからと、こういうふうな説明をされます。じゃ、果たしてそうなのかということですね。こういう前提に立っけた計算をしてありますので、先ほど御指摘のようなことを勘案すれば、やっぱりB/Cの計算とか経済波及の効果の計算というのは、すべて狂っけてくるということなんです。

まず、1番目の全車両フリーゲージトレインを導入できるか。これは2番目の山陽新幹線、東海道新幹線乗り入れができるかどうかと同じ意味ですので、以下説明しますが、まず、熊本県知事がこういうふうな要望をしておられます。九州新幹線鹿児島ルートについてです。県新幹線建設促進期成会会長潮谷知事は、熊本市で総会を開き、九州新幹線の東京、大阪へ

の直通運転実現を求める要望書を国やＪＲ九州などに提出することを決めたと。ただ、同席したＪＲ九州は採算性などを理由に東京直通は困難との見通しを示したと。要望書では、開業効果を発揮するため、直通運転は当然。博多駅ですべての新幹線を乗りかえることは県民の理解が得られないと指摘したと。鹿児島ルートで今ごろこういうことをやっているんですよ。これに対し、オブザーバーとして参加したＪＲ九州の橋本新幹線計画室長は、東京直通は難しいとの認識を明示、理由として、１、東海道新幹線は過密ダイヤの中、16両編成で運行しており、８両編成の九州新幹線が新たに乗り入れるのは不可能に近いと。これは実際は現在6両編成です。確認をお願いします。２番目に、東京までの所要時間が航空機に比べ２時間近く上回り、需要が見込めないことなどを上げた。熊本県の期成会側から、ＪＲ九州の事情はわかるが、要望を続けていくしかない。関西方面への乗り入れは最低限実現してほしいといった意見が出たと。今、鹿児島ルートでさえ、こういうレベルの話をしているんですね。

したがって、この長崎本線のフリーゲージトレインが本当に山陽新幹線に乗り入れが可能なのかということでもあります。これは乗り入れということは相互乗り入れということで一応検証してみますと、「のぞみ」とか「ひかり」は基本的に16両編成なんですね。1両の長さが25メートルありますから、全部で400メートルあります。したがって、プラットフォームの長さも400メートル必要ということです。しかし、「のぞみ」や「ひかり」が九州新幹線鹿児島ルートに乗り入れをしてくるとしますと、先ほど言いましたように、「つばめ」は結局鹿児島ルートは6両編成です。8両と言っておられますから、将来8両になると仮定しても、長さは8両としても200メートルです。400メートルの半分。そうしますと、16両編成が真っすぐ乗り入れできても、乗りおりするホームがない。こういう問題をどう解決するのか。あるいは、今度はこちらの九州新幹線鹿児島ルートのつばめが山陽新幹線、東海道新幹線に乗り入れをしますと、6両編成です。例えば、8両編成に将来なっても、今16両編成で基本的に走っているのに効率が悪いですね。こういう問題がどうなるのか。あるいは、車両の構造も違いますし、今言いましたように、過密なダイヤの中で鹿児島ルートが何本入るのか。鹿児島ルートの場合には全然入らないということはないでしょうけど、それでもかなり厳しい。東京まで直通はないと。

こういう状況の中で、じゃあフリーゲージトレインはどうなのかと考えてみますと、フリーゲージトレインは「こだま」より遅いんですね。しかも、さっき言いましたように、長崎ルートに「ひかり」、「のぞみ」が来れるかと。鳥栖駅から武雄駅まで在来線が走るわけですので、とても来れませんね。じゃ、フリーゲージトレインでどう行くかということですが、そういう過密なダイヤの中で何本入れるかと。

それから、フリーゲージトレインは速度が遅いと言いました。例えば、その効果は山口県の一部ぐらいまでです。とても広島県まで及びません。「ひかり」とか「のぞみ」に乗って、

博多駅で乗りかえて行った方が速いということになります。その同じ質問を県議会である県議さんがしておられますが、それに対する県当局の答えは、スピードからすれば博多乗りかえが速いが、乗りかえなしで行く人、急ぐ必要のない人もいると思っていると、こういう答弁なんです。新幹線というのは急ぐ必要があるから巨額の投資をしてつくるわけでしょう。つまり、スピードからすれば博多で乗りかえた方が速いというのは県も認めておられるんです。

こういうことを勘案しますと、フリーゲージトレインというのは博多で乗りかえなしで行けるからはるかに有利だと、費用対効果は1.1が1.8に大幅に効果がアップすると、こういうことは私は考えられないと。フリーゲージトレインも果たして山陽新幹線乗り入れ可能なのかですね。そういうことを考えたときに、やっぱりこういう情報も県民の皆さん、市民の皆さんに我々としては正確な情報をお伝えする必要があると。じゃ、山陽新幹線への乗り入れが極めて困難なフリーゲージトレインの価値というのは、もうほとんど半減以下ということになります。結局は鳥栖駅で乗りかえなしで鹿児島ルートに乗れるという効果5分、このことは効果があると思いますが、これは何回も言うておりますように、長崎本線、在来線にフリーゲージトレインを導入すれば、これは効果は一緒だと。佐世保線もフリーゲージトレインの導入を要望しておられますから、一緒のことです。ただいまのが5番目の御質問に対する答えです。

それから、今後の運動展開の見通しを市長はどう考えるかと。先ほどもちょっと触れましたが、県民の世論というのは私たちの側にあるというふうに思っております。やはり県民世論というのは、我々もそうですし、新幹線を推進しようとしている人たちもそうです。県民の世論というものが基本にあって、この事業をどうするかということの判断をしていくべきだというふうに思っております。今後も私たちは県民世論、あるいは国内世論に訴えるということをいろんな手段を通じてやってまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

4点ほどの御質問でありましたので、私の方からお答えいたします。

まず最初に、大雨被害の状況についてという御質問でございます。

時間雨量がどの程度だったのかということですが、6月25日の午後1時から午後2時までの間の時間雨量は62ミリというふうになっております。被害状況でございます。住宅裏のがけ崩れによる建物の一部損壊が5件、床下浸水が14件、河川等の溢水が3件、市道の被害が9件、そのほか農地、農業用施設の被害が14カ所というふうになっております。

二つ目の民間との協力体制の中の災害協定の締結についての御質問でございます。

鹿島市におきましても、鹿島市建設業協同組合との間で災害時における応急対策業務に関

する協定の締結を行います。風水害や地震などの災害から被害の発生の予防、また災害発生時の応急措置の実施について、建設業協同組合の方から鹿島市に対しまして協力の申し入れがあっておりまして、防災対策として市民生活を守るために災害時の応急措置の実施について協力をしていただけるということでありますので、協定の締結をいたすものでございます。この取り組みにつきましては、既に御存じのように、武雄市、佐賀県においても同じような協定の締結がされているところでございます。

次に、公用車の貸し出しについてということで御質問にお答えいたします。

まず、公用車の現状でございますが、ここ10年ぐらいは公用車の台数をこれ以上ふやさないという方針であります。このために必要な時期に公用車がないと、そういうような厳しい状況の場合が多くありまして、その場合にはやむを得ず自家用車を使用して、その業務に当たっているという状況も御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

公用車の貸し出しにつきましては、議員から御指摘があったように、これまでににつきましては、職員が何らかの目的のために立ち会っておかなければ原則貸し出しをいたしておりませんでした。今回、防犯パトロールのために鹿島市青少年育成市民会議で青色回転灯を3台購入されて、きょうの情報によりますと、市民会議の方で1台に装着と。市の公用車については2台お願いしたいというようなことで話が伝わってまいりました。そういうことで、パトロールを実施する計画がでございます。

防犯パトロールにつきましては、市職員のみへの対応、実施では当然限界がありまして、市民の協力を得ながら、また市民会議と共同して防犯パトロールを実施するという計画でございます。そのような明確な目的がある場合には、公用車の貸し出しをいたすというものでございます。

なお、青色回転灯を装着する車につきましては、登録をする必要がありますし、車検証にそのことを表示する必要がありますので、おのずと公用車については限定をされるものでございます。

また、公用車の貸し出しにつきましては、公務が優先をするということで、このことも御理解をいただきたいと思えます。

次に、防災行政無線、火災情報のお知らせが変わっていると、なぜかという御質問にお答えをいたします。

従前の機器システムにつきましては、平成元年から運用を開始いたしまして、17年が経過をいたしておりまして、通常、機器の耐用年数はおおむね10年でありますので、機器の障害の発生とか故障も多くなってきているということでございます。障害が発生すれば、火災時や救急の場合の即応体制ができなくなり、住民の安全、安心の確保に重大な支障を及ぼすことになるということで見直しを図っております。

また、このほかに火災、救急、救助等の発生件数の増加に伴いまして、通信指令業務量も

増加をいたしてございまして、通信機器のIT化することによりまして、自動化、省力化を図る必要があるとして見直しを図ったものでございます。

今回の機器として発信機自動表示を導入いたしてございます。この装置は瞬時に各家庭の固定電話から119番通報があった場合に通報者の住所等の把握が可能となるような装置でございます。119番通報があった場合には地図検索装置に通報者の発信地及びその付近の地図が表示されるものでございます。そして、これまでにつきましては、肉声放送で案内をいたしてございましたけど、音声合成装置を導入したことによりまして、119番の受信中であっても予告指令、本指令が可能となりまして、緊急時の時間短縮及びサービス向上が図れるというものになっております。

今回の機器の更新に当たりまして大きな変更でございますけど、出動目標物を設けたことでございます。目標物を登録し、その目標物に向かって出動するということに変更したということでございます。この出動目標物は消防、救急の際の現場付近の目標物となるもので、火災の発生を住民に知らせる防災行政無線にもこのシステムを使用いたしてございます。この出動目標物につきましては、一つの行政区、自治会でおおむね約10カ所程度とするをいたしてございます。

ちなみに、杵藤消防本部の広域3市4町のエリアでは3,050件程度を出動目標物といたしてございます。鹿島市では460件を出動目標物として登録をいたしてございます。参考のために申し上げますが、城内につきましては7カ所、高津原区におきましては16カ所を出動目標物として登録をいたしてございます。この出動目標物の選定基準がありまして、まず公共的な建築物や施設ということ、二つ目に名称の変更等が少ないもの、三つ目に大部分の人が周知をしていること、そして、四つ目に目立つ建物としてございまして、その他でございますが、個人経営の店舗等の固有名詞については考慮をするということでございます。もし仮にこの出動目標物を世帯主名で登録をいたしますと、杵藤地区全体で5万4,000世帯を登録する必要があるとしまして、そうなりますと、毎月の世帯主等の異動が500件程度ありまして、追加、修正、変更等のメンテナンス等が多くなりまして、人員や費用がかさむことから世帯主名を出動目標物とすることは難しいと判断したため、この出動目標物を出動する際の目安ということでシステムを変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

時間があと20分ですので、それこそ新幹線でいきたいと思いますが、まず、公開討論会についてもう少し細かくお尋ねしたいと思いますが、一部市民の中には市長が公開討論会を拒否しているというような声があるということを知ることがありますが、先ほどの説明

の中で、今のところキャッチボールの中では県からボールが返ってきていないというような理解をいたしましたので、それに関しては答弁よろしゅうございますが、私、市長が今後の運動展開の見通しということで、県民の世論、あるいは国民の世論に訴える形の中で運動を推進していきたいというふうに言われました。でしたら、この公開討論会に関しましては、県からボールが返ってこないことにはどうしようもないわけですが、多少譲歩をしても、県の言い分を聞いてでも、やはりこれはやる必要があるのではないかと。場所に関しては佐賀市で第1回目をやるということで、そこまでは合意ができていますので、それはぜひ必要ではないかと思っております。特に来年は知事選もあるようですので、来年になりますと、そういう動きはできないと思いますから、年内にやれる方向でいま一度県との折衝をするべきじゃないかと思いますが、それに関してお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

だから、経営分離の同意を前提としない公開討論会をしましょうと、またさらに私の方から提案をしているということです。6月議会で鹿島市議会は経営分離を前提とする協議は応じないと、そういう意味の決議をしていただいておりますね。私自身もそのことも踏まえてやらなければいけないですし、公開討論会しないと、私の方から申し込んだわけですから、ぜひですね。また、協議も続けていいと、続けましょうと言っているんです、私の方は。それに対する答えもないんです。ですから、私たちが全面的にそれを回避しようとしているのではない。結局、経営分離を前提としない協議というのは、当然これはあつてしかるべきものですからね。そういうふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

鹿島市側の主張としては経営分離を前提としない公開討論会ということで、県は逆に前提とした振興策等の、そういうものを公開討論会で話をしたいというふうに、そこははっきり県はそれは譲れないというふうに言われているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど課長が申しあげましたように、一番初め、公開討論会を私たちが佐賀でまずお願いしますという提案をいたしました。それに対する答えは、いや、佐賀ではないということは書いてありませんが、一番初めに鹿島市だという逆提案をしてこられたんです。それで、ずっと何回も何回も、いや、我々が提案したことにまずイエスカノーか答えてくださいと、

そういうことを言ってきたんですね。しかし、それについてイエスもノーも言われません。一貫して鹿島市でだということと言われたんです。そして、あるとき突然、知事が記者会見で佐賀でやることもやぶさかではないと、意味合的にそういうことを言われましたし、ただし2回目は鹿島市でだ。じゃ、私の方も2回目、鹿島市ですてよろしゅうございますと、だから、佐賀市で1回目やりましょうということでもとまったんです。ところが、中身の話になっていったら、結局、経営分離を前提とする、同意を前提とする振興策について話をしましょうということだから、これは昨年8月に鹿島市としては経営分離に同意をしないという意思決定をしていますし、また、6月の議会において鹿島市議会も多数の、大多数の決議をもって経営分離を前提とした協議をしないという決議をしています。したがって、私の方からは経営分離を前提としない討論をいたしましょうと、こういうことを提案しているということです。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

県との考え方の違いというのは、今の答弁でわかったわけですが、1回目の質問の中でも佐賀新聞のことを取り上げましたが、長崎ルートのあり方について、これは客観的にやはり書いてあると思うんですけれども、推進、反対、いずれの側も後押しする県民の熱気が乏しいというのは、今まさに説明があったように、県民の皆さんに情報がうまく伝わっていないと。県は自分の、あくまでも推進をする立場での言い分だけ、鹿島市はこれから全県にわたってPRをされるということなんですけれども、双方が同じテーブルの中で県民の皆さんに公開の中で議論をしていくということが最も情報が伝わっていく手段ではないかと思っておりますので、このことに関してはぜひ再度働きかけをしていただきながら進めていただきたいと思っております。

次に、これは市長の演告、施政方針の中でも取り上げておられましたが、6月の県議会で国の方針が変更になってもということですね。今、自公連立政権の中でいろんな取り決め事項、申し合わせ事項がこの問題にありますけれども、その国の方針が変更になっても、県としては鹿島市の同意が必要であるという答弁をなさったという、そういうやりとりがあったということをおっしゃっていますが、このことに関してもう少し内容的にわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、公開討論会の件ですが、公開討論会という形で今のところまだできませんので、これはこれで公開討論会をぜひやりましょうということを言い続けます。これはもうちゃんと

今もやっていることです。そして、協議もやりましょうと、今言いましたとおりです。県からはそれに対する答えがないということですから、今、県からの答えを待っているということです。だから、私たちが逃げているとかなんとかということじゃなくて、積極的に提案をしているんです。

それからもう一つは、これが今すぐ解決できないとすれば、公開討論会で恐らく県側の主張、私たちの主張やりますね。これと同じことをCATVでやるということです。つまり、県はもう既にやられましたね、CATVで自分たちの主張を。今度は我々がCATVでやれば、同じ公開討論会に近いような形での同じ意見をぶつけ合うことができるということです。それを県民の皆さんぜひ見ていただきたいと、こういうことであります。

それから、ただいまの質問はちょっとほかのことを考えておりましたのでよく理解できておりませんが、結局、全市町の同意がない限りという、同意しませんと。しかし、この仕組みを変えればいいじゃないかと云々と、その話ですかね。（「国の方針が変更になったということ」と呼ぶ者あり）

この仕組みについては、前議会でも申し上げたとおりです。国は理論的には仕組みを変えるということ是可以できるでしょう。しかし、今の状況の中で果たしてこれができるか。しかも、佐賀県民も長崎県民も反対が多いという中でこれをどうするかと、その問題であります。もう一つは、知事が一昨年12月に我々の同意のないままに知事として経営分離の同意をされました。そのときに素早く鹿島市議会からも知事に会いに行っていたいただきましたが、そのときにも知事は我々側の同意がない限りくい一本打たせませんと、これは皆さん聞いておられるでしょう、全員がですね。そういうことを言われましたし、そのことも新聞等を通じて報道もなされております。この意味は非常に重いわけですね。

それから、知事が同意をされた、その後知事から電話がありました。予約切符を買わせていただくだけですからと。私はそこで予約切符ということはその予約切符を使わないということもあり得るんですねということを言いました。そうしましたら、そうですと言われました。次に、もう一つ私の方から確認しましたが、我々の同意がない限り知事としては着工に対する同意はされませんねということを言いましたら、はい、くい一本打たせませんという趣旨のことを言われました。こういう経過があるわけですね。経過というか、事実があるわけです。

これに対して、この前の県議会の、あれは委員会の中ですか、県の担当部長が、全市町の同意がない限り、たとえ仕組みが変わったとしても県としては同意をしないという答弁されましたね。これは私はごく自然、当たり前なことだと思うんです。先ほど申し上げましたが、一昨年の知事の同意の後の知事発言、また、直接私に電話で知事が言われたこと、これは非常に重いですね。ですから、たとえ仕組みが変わっても、まず仕組みが変わるということは非常に厳しいというふうに思っておりますし、たとえ変わっても知事がくい一本打たせま

せんと私たちにはっきり約束をしてくれていますので、そういうことにはならないというふうに私は思っております。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、ちょっと次の問題に行かせていただきますが、次に、文化的景観条例に関しては、庁内で議論をやっていないということで、今後の課題として位置づけているという、そういう御答弁いただきました。まだできたばかりの条例ですので、恐らくそういう状況じゃないかと思えます。モデル的にこの近くでは八女市の隣の黒木町、あそこがモデルになって、この問題には取り組んでおられましたし、八女市もこれに取り組むような形になっておりますが、一つは、歴史的景観条例をつくって町並みの保存をやっていこうという方向性、あるいは市長の大いなる田舎づくりの中では、このような文化的な景観条例、あるいは景観法というものは有効にちゃんとやりながら、使いながら、鹿島市のこの自然というものを残していかなきゃならないと、そういう新しい概念ということでの御紹介をさせていただいております。武雄市は今回のきっかけは一枚の小学生のかいた絵の中に風俗店の看板がそのまま写生をされていたというようなことで論説に載っておりました。それがきっかけで新しく景観条例をつくって、これを観光面にもつなげていきたいというふうな方向性があるようですので、このことに関してはまだ全庁的には話し合いをなされていないということですので、ぜひその方向で検討していただきたいという要望にとどめておきたいと思えます。

次に、新エネルギービジョンについてですが、ハイブリッド灯の設置以外は市としてはやっていないということで、現在、民間での動きがあるというお話の中で、菜の花プロジェクトを御紹介いただきました。この菜の花プロジェクト発足から3年になるそうですけれども、鹿島市でも3年目になって、実際、搾油機を導入して、菜種油を先日精製されたわけです。その現場に私も行かせていただいて、実際菜種油で揚げたてんぷらもいただきましたし、またもう一つは、BDF、植物性軽油ですね。家庭の廃油を集めて植物性軽油をつくって、新エネルギーにしていこうという方向性を検討されておりますけれども、このことに関して、今、福祉作業所の方で自分たちの努力でやっておられますが、今後の考え方として、福祉作業所等へこのような事業を鹿島市として委託をしていく方向性がないのか。それと、それに関しましては、廃食油の回収システムが鹿島市はできておりません。そのようなシステムの問題、それから将来的にはBDF車、鹿島市の車で、関係のあるごみ収集車ですとか、あるいは給食センターの車ですとか、植物性軽油を使えるものに使っていく考えがあるのかどうか、そこについてお尋ねを、全体的なことで菜の花プロジェクトに関してのこれから市としてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

先日、8月19日に行われました福祉作業所のエコハウス内覧会という会の中に私ども出席をいたしまして、実際の試運転状況等を拝見させていただきました。その試運転等が終わった後に、お互い意見交換という中で、今御指摘のような要望等も出されたところでございます。

要望等を見てみますと、各課あたりにも非常にまたがる事項も多いようですので、これについては、まず基本的に市としての新エネルギーの取り組みをどのような形でやっていくかという位置づけをまずしてから、じゃ、それに対するこういったことが市としてできるかどうかということも今後検討していかなければならないだろうというふうに思っておりますので、もう少しこれについては関係各課とも協議するような時間をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、最後の質問として、災害及び防犯対策のことでお尋ねをいたしますが、水害対策は一通り完了したというような見解をお持ちですけれども、今回の大雨の被害の中で思わぬところといいますか、道路が新設されたり、宅地が開発されたところで被害が出ている状況がございます。これはもう既に調査等もなさっておられると思いますので、ぜひその地域とは早急に協議をしていただいて、何らかの対策をしていただきたいなと思います。

それともう一点は、台風や大雨のときに上流の方から河口に向かって、あるいは有明海に向かっていろんなごみが流れてくるわけですけれども、特に浜川の河口はそのつくりの関係上、非常にごみが堆積をする場所があるわけですが、これは前回、2年前ですかね、台風の折にそういうことがございました。この対策について、県は国に有明海に漂着するごみ処理の要望を出されたようではありますが、鹿島市としてもそのような被害に対してすぐ対応できるような形をぜひとっておいていただきたいなと。今回、建設業組合との災害時の締結をしていただきましたので、従来よりは動きやすくなったのかなと思っておりますが、ぜひこのことに関しても御検討をいただきたいと思います。

最後に、火災警報に関しては、状況はわかりましたので、今のシステムの中ではやむを得ないかなという気はいたしますが、あとケーブルテレビさんの方との連携を密にして、できるだけわかりやすい形での火災、防災に関する情報を流していただきたいということで、時間がございませんので、これに関する答弁は結構ですが、要望して終わりたいと思いま

す。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明7日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分 散会